

週休2日工事（現場閉所型） 休日の考え方

（港湾課所管以外の工事の場合）

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に6～8日以上以上の休日を取得する。（**営繕工事は8日以上**）
- ・雨天等により、作業を予定していた日に作業を行わない場合は、休日を予定していた日と振替えることができる。
- ・受注者の都合により、休日を予定していた日に作業を行う場合は、振替日を設定の上、作業を実施することができる。
- ・祝日は休日としてカウント可能。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日と重なった分は休日としてカウント可能とし、月～金曜日と重なった分は、カウント不可とする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- ・工期全体を通してサイクル毎の休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。（**営繕工事は除く**）

	月	火	水	木	金	土	日
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績				着手日 出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	21	22	23	24	25	26	27
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	28	29	30	7/1	2	3	4
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替 ○	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 出勤	休日8 ○
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績	出勤	出勤	出勤	6日以内振替 ○	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績	出勤	出勤	出勤	祝日3 ○	祝日4 ○	休日5 ○	休日6 ○
計画	26	27	28	29	30	31	8/1
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○
計画	2	3	4	5	6	7	8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	祝日8 ○
計画	9	10	11	12	13	14	15
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	夏季 -	夏季1 -	夏季2 -
計画	16	17	18	19	20	21	22
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	23	24	25	26	27	28	29
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	30	31	9/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤				

- ・着手日から4週（28日）を1サイクルとする
- ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
- ・6日以内であれば、振替も可能（隣接するサイクル間も可能）

- ・祝日もカウント可能

- ・原則、夏季休暇3日間連続して取得
- ・夏季休暇が土曜日、日曜日と重なった分はカウント可能（月～金曜日の分はカウント不可）

計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	27	28	29	30	31	1/1	2
実績	出勤	出勤	年末年始 -	年末年始 -	年末年始 -	年末年始3 ○	年末年始4 ○
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	年末年始 -	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	祝日7 ○	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日8 ○
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	31	2/1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	完成 出勤		

- ・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
- ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

- ・最終サイクルが28日間に満たない場合は、最終サイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すればよい

週休2日工事（現場閉所型）休日の考え方

（港湾課所管の工事の場合）

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、現場閉所（現場（現場事務所含む）での作業を行わない）とする。
- ・工事着手日から4週間（28日間）を1サイクルとする。
- ・1サイクル内に土曜日、日曜日以外の祝日がない場合は、その間に8日以上の日を確保する。
- ・1サイクル内に土曜日、日曜日以外に祝日がある場合は、その間に祝日分を含めた日数以上の休日を取得する。
- ・雨天等により、作業を予定していた日に作業を行わない場合は、休日を予定していた日と振り返ることができる。
- ・受注者の都合により、休日を予定していた日に作業を行う場合は、振替日を設定の上、作業を実施することができる。
- ・原則として、夏季休暇3日間、年末年始休暇6日間を連続して取得すること。なお、夏季休暇、年末年始休暇については、土曜日、日曜日、祝日と重なった分は休日としてカウント可能とし、それ以外はカウント不可とする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の日曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すれば、達成と判断。

※港湾課所管工事の場合は、休日日数で考える。（休日率ではない）

	月	火	水	木	金	土	日
計画	14	15	16	17	18	19	20
実績				着手日 出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	21	22	23	24	25	26	27
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	28	29	30	7/1	2	3	4
実績	出勤	出勤	出勤	雨振替 ○	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	5	6	7	8	9	10	11
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	12	13	14	15	16	17	18
実績	出勤	出勤	出勤	6日以内振替 ○	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	19	20	21	22	23	24	25
実績	6日以内振替 ○	出勤	出勤	祝日3 ○	祝日4 ○	休日5 ○	休日6 ○
計画	26	27	28	29	30	31	8/1
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	2	3	4	5	6	7	8
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日9 ○	祝日10 ○
計画	9	10	11	12	13	14	15
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	夏季 -	夏季1 ○	夏季2 ○
計画	16	17	18	19	20	21	22
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	23	24	25	26	27	28	29
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	30	31	9/1	2	3	4	5
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日7 ○	休日8 ○
計画	6	7	8	9	10	11	12
実績	出勤	出勤	出勤				

- ・着手日から4週（28日）を1サイクルとする
- ・雨などによる突発的な現場閉所日もカウント可能
- ・6日以内であれば、振替も可能（隣接するサイクル間も可能）

- ・1サイクルの中に祝日がある場合、その日数分を含めた休日確保する
- ・振替休日は祝日としてカウントしない

例）1サイクルの中に祝日2日間ある場合
土日8日＋祝日2日＝10日間の休日確保

- ・原則、夏季休暇3日間連続して取得
- ・夏季休暇が土曜日、日曜日、祝日と重なった分はカウント可能（休日以外はカウント不可）

計画	20	21	22	23	24	25	26
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	27	28	29	30	31	1/1	2
実績	出勤	出勤	年末年始 -	年末年始 -	年末年始 -	年末年始3 ○	年末年始4 ○
計画	3	4	5	6	7	8	9
実績	年末年始 -	出勤	出勤	出勤	出勤	休日5 ○	休日6 ○
計画	10	11	12	13	14	15	16
実績	祝日7 ○	出勤	出勤	出勤	出勤	休日8 ○	休日9 ○
計画	17	18	19	20	21	22	23
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日1 ○	休日2 ○
計画	24	25	26	27	28	29	30
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	休日3 ○	休日4 ○
計画	31	2/1	2	3	4	5	6
実績	出勤	出勤	出勤	出勤	完成 出勤		

- ・原則、年末年始休暇6日間連続して取得
- ・年末年始休暇も夏季休暇と同じ考え方

- ・最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクルの中の日曜日、日曜日、祝日の日数分を確保すればよい

休日の考え方

(港湾課所管以外の工事の場合)

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、技術者及び技能労働者が、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。
- ・当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が、工事着手日（下請企業は、施工体制台帳の工期）から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に6～8日以上以上の休日を取得する。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- ・年末年始、夏季休暇、祝日は休日としてカウント可能。
- ・サイクルの途中日から現場に従事し始めた（現場に従事しなくなった）場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウントする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- ・対象期間を通して技術者・技能労働者毎に休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。

工事着手日から4週間(28日間)
を1サイクルとする

＜元請企業の例＞

			第1週							第2週							第3週							第4週							計		
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
第1 サイクル	会社名	氏名	12 / 15 (水)	12 / 16 (木)	12 / 17 (金)	12 / 18 (土)	12 / 19 (日)	12 / 20 (月)	12 / 21 (火)	12 / 22 (水)	12 / 23 (木)	12 / 24 (金)	12 / 25 (土)	12 / 26 (日)	12 / 27 (月)	12 / 28 (火)	12 / 29 (水)	12 / 30 (木)	12 / 31 (金)	1 / 1 (土)	1 / 2 (日)	1 / 3 (月)	1 / 4 (火)	1 / 5 (水)	1 / 6 (木)	1 / 7 (金)	1 / 8 (土)	1 / 9 (日)	1 / 10 (月)	1 / 11 (火)	12休 12休 -		
			●●	入			休	休					休	休			休	休	休	休	休	休					休	休					
			■■	入				休	休						休	休	休			休	休	休	休	休					休	休			
	▲▲	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
備考			着手日	当該現場に従事した全ての 技術者・技能労働者が対象														年末 年始		年末 年始		年末 年始		年末 年始		年末 年始		年末 年始		年末年始、夏季休暇、 祝日はカウント可			
第2 サイクル	会社名	氏名	1 / 12 (水)	1 / 13 (木)	1 / 14 (金)	1 / 15 (土)	1 / 16 (日)	1 / 17 (月)	1 / 18 (火)	1 / 19 (水)	1 / 20 (木)	1 / 21 (金)	1 / 22 (土)	1 / 23 (日)	1 / 24 (月)	1 / 25 (火)	1 / 26 (水)	1 / 27 (木)	1 / 28 (金)	1 / 29 (土)	1 / 30 (日)	1 / 31 (月)	2 / 1 (火)	2 / 2 (水)	2 / 3 (木)	2 / 4 (金)	2 / 5 (土)	2 / 6 (日)	2 / 7 (月)	2 / 8 (火)	7休 9休 11休		
			●●				休	休						休	休							休	休						休	休		休	
			■■					休	休							休	休						休	休					退	休		休	休
	▲▲	休	休	休	休	休	入								休	休						休	休						休	休			
備考			サイクルの途中から従事した場合、当該現場 に従事した日以外は、休日としてカウント														サイクルの途中で従事しなくなった場合も当該 現場に従事した日以外は、休日としてカウント																
第3 サイクル	会社名	氏名	2 / 9 (水)	2 / 10 (木)	2 / 11 (金)	2 / 12 (土)	2 / 13 (日)	2 / 14 (月)	2 / 15 (火)	2 / 16 (水)	2 / 17 (木)	2 / 18 (金)	2 / 19 (土)	2 / 20 (日)	2 / 21 (月)	2 / 22 (火)	2 / 23 (水)	2 / 24 (木)	2 / 25 (金)	2 / 26 (土)	2 / 27 (日)	2 / 28 (月)	3 / 1 (火)	3 / 2 (水)	3 / 3 (木)	3 / 4 (金)	3 / 5 (土)	3 / 6 (日)	3 / 7 (月)	3 / 8 (火)	4休 - 4休		
			●●				休	休						休	休	退																	
			■■	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-															
	▲▲					休	休								休	休	退																
備考			最終サイクルが28日に満たない場合は、最終サイクル の内の土曜日・日曜日の日数分を確保すれば達成と判断														完成日	最低の休日形態となる、当該工事の場合															

＜下請企業の例＞

			第1週							第2週							第3週							第4週							計
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	
第1 サイ クル	会社名	氏名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	計	
			10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5		6
	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	(日)			
	B建設 (下請)	〇〇	入				休	休					休	休						休	休						休	休	8休		
		□□	休	入				休	休					休	休						休	休						休	休	8休	
	備考		下請企業は、施工体制台帳の工期 (元請の対象期間とは別に設定)																												

休日の考え方

(港湾課所管の工事の場合)

【基本的考え方】

- ・本取組による休日とは、技術者及び技能労働者が、当該現場での作業（現場事務所での作業を含む）を行わないことをいう。
- ・当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者が、工事着手日（下請企業は、施工体制台帳の工期）から4週間（28日間）を1サイクルとし、その間に8日以上以上の休日を取得する。
- ・対象者は、当該現場に従事した全ての技術者・技能労働者とする。（現場代理人も対象）
- ・年末年始、夏季休暇、祝日は、休日としてのカウントは不可。
ただし、年末年始、夏季休暇の間の土曜日と日曜日はカウント可。
- ・サイクルの途中日から現場に従事し始めた（現場に従事しなくなった）場合、当該現場に従事した日以外は、休日としてカウントする。
- ・最後のサイクルが28日間に満たない場合は、最後のサイクルの中の土曜日、日曜日の日数分を確保すれば、達成と判断。
- ・対象期間を通して技術者・技能労働者毎に休日形態が変わる場合、達成の判断は最低の休日形態とする。

工事着手日から4週間(28日間)
を1サイクルとする

＜元請企業の例＞

[illegible]

＜下請企業の例＞

		第1週							第2週							第3週							第4週							計		
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28			
第1 サイクル	会社名	氏名	1 / 10	1 / 11	1 / 12	1 / 13	1 / 14	1 / 15	1 / 16	1 / 17	1 / 18	1 / 19	1 / 20	1 / 21	1 / 22	1 / 23	1 / 24	1 / 25	1 / 26	1 / 27	1 / 28	1 / 29	1 / 30	1 / 31	2 / 1	2 / 2	2 / 3	2 / 4	2 / 5		2 / 6	
	B建設 (下請)	〇〇	入					休	休						休	休						休	休						休	休	8休	
		□□	休	入					休	休						休	休						休	休						休	休	8休
	備考																															

下請企業は、施工体制台帳の工期
(元請の対象期間とは別に設定)